

## 奈良県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画高度利用地区（JR奈良駅周辺A地区）の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾